

3. 社会教育主事・社会教育士の役割

1. 社会教育主事

社会教育主事とは、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局におかれる専門職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担っています。しかし、命令や監督をすることはできません。

【具体的な役割】

- 地域の学習課題やニーズの把握と分析
- 企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり
- 関係者・関係機関との広域的な連絡・調整
- 当該活動に参画する地域の人材の確保・育成
- 情報収集・提供、相談・助言等
- 学校が社会教育関係団体、地域住民、その他の関係者の協力を得て行う教育活動に対する助言
- 地域における生涯学習のコーディネート（学びのオーガナイザー）など

【必要な資質・能力】

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

このように、社会教育主事には多くの役割が与えられていますが、社会が複雑化し、地域住民の学習ニーズも多様化するなか、すべての分野で専門性を発揮することは難しくなっています。そのため、多様な専門性をもつ人材をつなげるコーディネーターとしての役割が大きくなっています。

2. 社会教育士

社会教育士とは、「社会教育に関する科目」の単位を修得した者に付与される令和2年4月より新設された「称号」で、社会教育に関わる多様な主体と連携・共同しながら、地域課題の解決等住民の学びの支援や人づくり、地域づくりで活躍されることが期待されています。

社会教育主事講習・養成課程で学んだとしても、社会教育主事は教育委員会から「社会教育主事」として発令されなければ、その職務に就くことができません。しかし、社会教育士は、社会における教育活動に関わる上で社会教育主事と同等の資質・能力を有することを示す学習成果として称されます。

社会教育法

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。